大阪府条例第　　　号

大阪府宿泊税条例の一部を改正する条例

　大阪府宿泊税条例（平成二十八年大阪府条例第八十一号）の一部を次のように改正する。

　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| 　　　附　則１―７　（略）（二千二十五年日本国際博覧会の開催に伴う課税免除）８　次に掲げる者のホテル等における宿泊が、令和七年四月一日から同年十月三十一日までの間に行われた場合には、第四条の規定にかかわらず、その宿泊者に対しては、宿泊税を課さない。　一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除く。以下「学校」という。）の幼児、児童、生徒又は学生であって、当該学校が主催する修学旅行（学習指導要領に定める学校行事その他これに準ずるものを含む。以下「修学旅行等」という。）に参加しているもの　二　学校教育法第百二十四条に規定する専修学校（同法第百二十五条第一項に規定する高等課程に係るものに限る。以下「高等専修学校」という。）の生徒であって、高等専修学校が主催する修学旅行等に参加しているもの　三　次に掲げる施設の幼児であって、当該施設が主催する修学旅行等に参加しているもの　　イ　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園　　ロ　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所　　ハ　児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業、同条第十項に規定する小規模保育事業又は同条第十二項に規定する事業所内保育事業を行う施設　　ニ　児童福祉法第五十九条の二の規定による届出をした認可外保育施設　四　前三号に規定する学校、高等専修学校又は施設が主催する修学旅行等の引率者 | 　　　附　則１―７　（略） |
|  |  |

附　則

　この条例は、令和七年四月一日から施行する。